

しらおか歴史物知りシート No.3-2

こもれびの森・歴史資料展示室

【白岡市域の領主の変遷】 17世紀～19世紀

天正18年(1590)の徳川家康関東国入に際しての市域の領主支配は、大きくは岩槻藩領、騎西藩領、菖蒲領(柴田氏知行)に3分割される。岩槻藩領となったのは、岡泉、実ヶ谷、小久喜、野田、爪田ヶ谷、太田新井、高岩、寺塚の8か村、千駄野村は、小久喜村から分村後岩槻藩領となっている。騎西藩領となったのは、篠津、野牛の2か村。菖蒲領となったのは、白岡、柴山、荒井新田、大崎の4か村である。

この後、寛永期以降「地方直し」が繰り返され、各藩領や旗本領に分割されていくこととなる(詳細は裏面参照)。

以下、在地性の強い主だった領主についてみてみたい。

徳川將軍の直属家臣団のうち、万石以下の知行高を持ち、御目見以上の家格を持った中下級武士を「旗本」といった。旗本の知行形態には、地方取り・切米・現米・扶持・給金の5形態がある。このうち「地方取り」と呼ばれるのが地方に知行地を宛がわれた旗本を指し、年貢の徴収権と領主の裁判権をもって知行地を支配した。旗本の知行地の多くは、江戸周辺の南関東に集中しており、中でも武蔵国は全国の21%を占めた。

白岡村・下大崎村領主 川副氏 寛永10年(1633)に、白岡村、大崎村を拝領している。

白岡の字新田地内に「陣屋山」とか「岡屋敷」と呼ばれる場所があり、川副氏の陣屋跡であると伝えられている。また、5代目の川副重頼は、白岡八幡宮に石灯籠を寄進している。石灯籠には「奉寄進石灯籠両基 武州埼玉郡白岡八幡宮宝前 寛文十二壬子正月吉日 川副氏源重頼」の銘文が残されている。さらに、白岡八幡宮の御神体を納めた厨子にも次のような墨書銘が残されている。「当社には御鎮座の秘神躰が有ると雖も、是を拝し奉ること無し、然ると雖も御宮零落におよぶ、茲に氏子一結の評談を回し造営をなす故、さらに開帳を奉る。吉貞享四年歳丁卯春 地頭 川副金右衛門 名主 細井庄兵衛 徳広 同 早川新助政重 別当 権大僧都法印快賢 慎みて執行奉る」このことから、貞享4年(1687)に川副重頼が、氏子と諮って御神体の修復を行い併せて御開帳を催したことがわかる。

柴山村・荒井新田村領主 南条氏 寛永10年に両村を知行した。南条氏は、延宝5年(1677)に荒井新田村の花(華)蔵院に対し下田五反二畝十一歩、上畑一反三畝歩の年貢・諸役を免除している。また、名主の江原家には、明治維新に際し、長年の労苦に報いるとして家紋の入った短刀を下賜している。

柴山村領主 天野氏 寛永10年に柴山村を知行する。天野康寛は、柴山村諏訪八幡神社(正泉寺持ち)に帰依し、天下静謐・民心安定・天野家子孫繁栄を願い同社の修復や鳥居の建立などを行ったことが同社の縁起書「諏訪八幡之神記」からわかる。

岩槻藩 天正18年に岩槻藩領となった8か村の内、幕末まで岩槻藩領として引き継がれたのは岡泉村と千駄野村の2村のみである。残る6か村は一度天領となった後、旗本領や御三卿領などとなっている。

岩槻藩の歴代藩主は、在藩期間の長短はあるが、高力氏、青山氏、阿部氏、板倉氏、戸田氏、松平氏、小笠原氏、永井氏、大岡氏の9氏である。いずれも老中や側用人など幕閣での有力者であり、領国経営も幕府の方針に沿ったものと見てよいが、板倉氏は年貢課役を阿部氏と比べ著しく軽減したり、戸田氏は、溜井落堀を開削して生産基盤の安定に努めるなどしている。

